

中国情報通信懇談会 会計細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第14条の規定に基づき、本会の会費、会員の種類及び会費の徴収手続き等を明確にすることを目的とする。

(会費)

第2条 本会の会費は、1口年額2万円とする。但し、10月以降に入会した場合は、その年度については1口1万とする。

(会員の種類)

第3条 本会の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 1口以上の会費を納入している団体又は個人
- (2) 特別会員 一般会員以外の団体又は個人

(会費の納入通知及び納期)

第4条 毎年4月に会費の納入通知を送付し、納期は6月末日とする。但し、新規加入の場合は入会時とする。

(会費の請求)

第5条 会費を徴収しようとするときは、会長名をもって該当口数に相当する金額を明記して請求書を送付して行うものとする。

付則

この細則は、平成11年4月8日から改正施行する。

この細則は、平成23年6月1日から改正施行する。

この細則は、平成28年4月1日から改正施行する。